明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○災害対策基本法第二十四条第一項の規定に基づき、非常災害対策本部を設置する件（内閣府一四一九）　一

告示

○内閣府告示第千四百十九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、非常災害対策本部を次のように設置したので、第二十四条第二項の規定により告示する。

平成三十年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　非常災害対策本部

（一）名　称　平成三十年（二千十八年）七月豪雨非常災害対策本部

（二）所管区域　平成三十年（二千十八年）七月豪雨によって被災した都道府県

（三）設置場所　東京都（内閣府（中央合同庁舎第八号館））

（四）設置期間　平成三十年七月八日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間